

新庄市告示第 87 号

新庄市道の駅外部検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成 29 年 5 月 24 日

新庄市長 山 尾 順 紀

新庄市道の駅外部検討委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 新庄市道の駅の基本構想（以下「基本構想」という。）を策定するにあたり、広く関係団体から意見を聴くため、新庄市道の駅外部検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査、検討及び協議を行う。

- (1) 基本構想に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか基本構想の策定に関し必要な事項に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 農業団体関係者
- (3) 商工観光団体関係者
- (4) 金融機関関係者
- (5) 建設団体関係者
- (6) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、市長が委嘱した日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

(委員長等)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は第 3 条第 2 項第 1 号に規定する委員のうちから市長が指名する。

- 3 副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は事故があるときは、その職務を代理する。

(オブザーバー等)

第6条 検討委員会に、オブザーバー及びアドバイザーを置くことができる。

- 2 オブザーバー及びアドバイザーは、第2条に規定する所掌事項を検討するために必要な専門的な知識又は経験を有する者とする。
- 3 オブザーバー及びアドバイザーは、必要に応じ検討委員会に出席し、専門的な見地から助言又は協力を行うものとする。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市整備課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後最初に開催される委員会の会議は、要綱第5条の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

(有効期限)

- 3 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。